

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 立法措置等	1
4 税制上の措置	2
I 我が国の食料供給に関する施策	2
1 国内の食料供給の確保	2
2 食料自給力の確保	5
3 付加価値向上に向けた取組	11
4 農作業安全の確保と農業生産工程管理 (GAP) 及び衛生管理 (HACCP)	12
5 動植物防疫の確実な実施	13
6 不測時における食料供給の確保	14
7 輸入の安定化	14
8 国際戦略	15
II 輸出の促進に関する施策	15
1 農林水産物・食品の輸出の促進	15
2 食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大	17
3 品種のグローバル展開	17
III 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システムに関する施策	17
1 食品アクセスの確保	17
2 食品産業の発展	18
3 合理的な費用を考慮した価格形成	18
4 食品安全・消費者の信頼確保	18
IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮に関する施策	20
1 農業生産活動における環境負荷の低減	20
2 食品産業・消費における環境負荷の低減	22
3 多面的機能の発揮	23
V 農村の振興に関する施策	23
1 多様な人材が農村に関わる機会の創出	23
2 農村における所得の向上と雇用の創出	23
3 農村に人が住み続けるための条件整備	24
4 地域の共同活動の維持	25
5 中山間地域等の振興	25
6 鳥獣被害対策	25

7	都市農業の振興	26
8	農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大	26
VI	国民理解の醸成に関する施策	26
1	食育の推進	27
2	食文化の保護・継承	27
3	食品産業による国民理解の醸成	27
4	消費者の行動変容	28
VII	自然災害への対応に関する施策	28
1	東日本大震災と原発事故からの復旧・復興	28
2	令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興	29
3	自然災害への備え	29
4	自然災害からの復旧・復興	30
VIII	食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	30
1	DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	30
2	統計データの持続的な把握と利活用の推進	30
3	EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進	31
4	食料、農業及び農村に関する団体の取組の推進	31
5	幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進	31
6	地域の実態に即した施策の展開	31
7	効果的かつ持続的な施策の推進体制	31
8	財政措置の効率的かつ重点的な運用	32



第 2 部



令和7年度
食料・農業・農村施策



概説

1 施策の重点

四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を令和7(2025)年4月に策定しました。この基本計画の下、我が国の食料供給、輸出の促進、国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興、国民理解の醸成、自然災害への対応等に関する施策を展開しました。特に食料・農業・農村基本法改正後の令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの初動5年間の「農業構造転換集中対策期間」において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成といった施策に集中的・計画的に取り組みました。この施策の実施に要する経費の財源に充てるため、「農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案」を、「日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」と併せて第221回特別国会に提出し、両法案は令和8(2026)年3月31日に成立しました。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)事故からの復旧・復興に向け、関係府省庁と連携しながら取り組みました。

2 財政措置

- (1) 令和7(2025)年度農林水産関係予算額は、2兆2,706億円を計上しました。本予算を活用し、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興(農村の活性化)、「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)による環境負荷低減に向けた取組強化、多面的機能の発揮等に取り組みました。また、令和7(2025)年度の農林水産関係補正予算額は、9,602億円を計上しました。
- (2) 令和7(2025)年度の農林水産関連の財政投融资計画額は、6,265億円を計上しました。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)による借入れ6,194億円となりました。

3 立法措置等

- (1) 第217回通常国会において、以下の法律が成立しました。
 - ・「土地改良法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第14号)(令和7(2025)年4月施行)
 - ・「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」(令和7年法律第69号)(令和7(2025)年10月一部施行)
- (2) 令和7(2025)年度において、法律に基づく以下の基本方針が公表されました。
 - ・「食料供給困難事態対策法」(令和6年法律第61号)に基づく「食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針」
 - ・「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」(平成3年法律第59号)(以下「食料システム法」という。)に基づく「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針」及び「食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針」
 - ・「果樹農業振興特別措置法」(昭和36年法律第15号)に基づく「果樹農業の振興を図るための基本方針」
 - ・「花きの振興に関する法律」(平成26年法律第102号)に基づく「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」
 - ・「お茶の振興に関する法律」(平成23年法律第21号)に基づく「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」
 - ・「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」(昭和29年法律第182号)に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」
 - ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)に基づく「家畜排せつ物の利

用の促進を図るための基本方針」

- ・「養豚農業振興法」(平成26年法律第101号)に基づく「養豚農業の振興に関する基本方針」

4 税制上の措置

以下を始めとする税制措置を講じました。

- (1) 食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた場合に、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、事業再編時の登録免許税の軽減措置の特例を適用することとしました。
[所得税、法人税、登録免許税]
- (2) 農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる農用地を地域計画内の農用地に限定するなどの見直しを行った上、2年延長しました。[所得税・法人税]
- (3) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置を2年延長しました。[不動産取得税]
- (4) 農業協同組合(以下「農協」という。)等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置を2年延長しました。[不動産取得税]
- (5) 農協等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置を2年延長しました。
[固定資産税]

Ⅰ 我が国の食料供給に関する施策

1 国内の食料供給の確保

(1) 水田政策の見直し

水田を対象として支援してきた水田活用の直接支払交付金を、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するといった基本的な方向性の下で、令和9(2027)年度に向けて、根本的な見直しを行うための検討を開始しました。

(2) 土地利用型作物

ア 共通

(ア) 地域計画に基づく農地の集積・集約化、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等を推進しました。

(イ) それぞれの品目において、新商品の開発やPR等への支援を行いました。

(ウ) 麦、大豆等の畑作物の生産を下支えする畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)等を講じました。

イ 米

(ア) 産地・生産者と実需者が結び付いた事前契約や複数年契約の拡大による安定取引に向けた支援、水田活用の直接支払交付金等による作付転換への支援、都道府県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別・地域別の作付動向(中間的な取組状況)の公表等を行いました。

(イ) 日本食レストラン等の広がりにより日本産米の海外需要が高まっている中、米・米加工品のプロモーション等の海外における需要拡大の取組とその需要に応える輸出産地の育成等の取組を推進しました。

ウ 麦

(ア) 実需のニーズを踏まえた品種転換や農地の有効活用を進め、産地形成を図りました。

(イ) 国産麦の機能性を活かした新商品の開発やPR等への支援を通じ、付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや更なる利用拡大を推進しました。

エ 大豆

北海道においては、適切な輪作体系による、都府県においては、農地の集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性の向上を図りました。

オ そば

湿害軽減技術の導入、播種前の複数年契約取引等の拡大や新規需要拡大等の実需者と生産者が結び付いた安定的な供給体制の強化等を支援し、安定生産・安定供給を推進しました。

カ いも類(かんしょ・ばれいしょ)

(ア) かんしょについては、共同利用施設の整備や機械化体系の確立等への取組を支援しました。でん粉原料用かんしょについては、多収品種への転換や生分解性マルチの導入、作業受委託体制の構築等の取組を支援しました。サツマイモ^{もとぐさびょう}基腐病については、健全な苗の調達等を支援するとともに、防除技術の確立・普及に向けた取組を推進しました。

(イ) ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働負担軽減等を図るための共同利用施設の整備等を推進しました。また、収穫作業の省力化のための倉庫前集中選別への移行やコントラクター等の育成による作業の外部化への取組を支援しました。さらに、ジャガイモシストセンチュウやジャガイモシロシストセンチュウの抵抗性品種への転換を促進しました。

(ウ) 種ばれいしょ生産については、り病率の低減や作付面積増加のための取組を支援するとともに、原原種の配布品種数の適正化や、需要に応じた複数年計画による種苗生産の取組を推進しました。

(エ) 糖価調整制度に基づく交付金により、国内産いもでん粉の安定供給を推進しました。

キ 甘味資源作物

(ア) てんさいについては、移植栽培から^{ちよくほん}直播栽培への転換や基幹作業の外部化のほか化学肥料等の投入量低減、病害虫まん延防止対策等を支援し、省力化・低コスト化を通じた需要に応じた持続的な生産を推進しました。

(イ) さとうきびについては、機械化一貫体系の構築に向けた担い手・作業受託組織の育成、地力増進等生産性向上の取組や多茎型等の機械化適性品種の開発・普及を推進しました。

(ウ) 糖価調整制度に基づく交付金により、国内産糖の安定供給を推進しました。

(3) 飼料作物

ア 畜産農家が必要とする飼料の種類や数量、品質等の情報を提供するなど畜産農家から耕種農家に働き掛けるとともに、地域計画に飼料生産の位置付けを促し、国産飼料の作付拡大を推進しました。

イ 地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用を促進するため、コントラクター等の外部支援組織の運営強化、単収の向上や放牧、国産稲わらの利用、耕畜連携等を推進しました。

(4) 野菜

ア 省力化品種、高温耐性品種、スマート農業技術等の開発・導入を推進しました。加工・業務用野菜については、機械収穫適性品種、一斉収穫機械の導入、出荷規格の簡素化等の実需者ニーズに応えた産地育成や、流通体制の合理化、冷凍・加工施設の整備等により複数産地、加工・流通、実需までが一体となったサプライチェーン^{きょうじん}の強靱化等を支援しました。

イ 野菜価格安定制度に基づく補給金により、著しい価格の低下が野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和しました。

(5) 果樹

ア 省力樹形等の導入を推進するとともに、園内道の整備等の小規模園地整備、改植・新植と併せた高温対策資機材の導入を推進しました。

イ 高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服等といった果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組を推進しました。

ウ 果樹生産に必要な不可欠な花粉の安定生産・供給のための取組や、省力樹形やスマート農業技術を導入して産地構

造の転換を図り、生産性を向上させた生産供給体制モデルを構築する実証の取組を支援しました。

(6) 油脂類

輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集、我が国の輸入事業者が現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて輸入の安定を図りました。

(7) 畜産物

ア 共通

(ア) 家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進しました。

(イ) 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号)(以下「みどり法」という。)に基づく農業者の認定、J-クレジット制度、環境負荷低減の取組の「見える化」といった取組の推進等により、温室効果ガス(GHG)排出削減に取り組みました。

(ウ) アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進しました。

イ 牛肉

(ア) 育成から肥育までの生産コストの低減に向けた新技術開発等による飼養管理技術の向上、早期出荷の取組の推進及び流通を含めた関係者の理解醸成、スマート農業技術を活用した生産性向上による収益向上や後継者確保を推進しました。

(イ) 遺伝的多様性の確保に配慮した種雄牛造成や高齢繁殖雌牛の更新等を推進しました。

(ウ) 国産飼料等の経営資源に見合った繁殖経営を推進しました。

(エ) 肉用子牛の売買価格が低落した場合に生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度により、肉用子牛生産者の経営安定を推進しました。

(オ) 「畜産経営の安定に関する法律」(昭和36年法律第183号)に基づき、肉用牛肥育経営安定交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を推進しました。

ウ 豚肉

(ア) 繁殖や肥育成績等生産データの収集・比較・分析による経営改善手法の実践、オールイン・オールアウトの導入等による衛生管理の改善、新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良等を推進しました。

(イ) 施設整備・機械導入等による経営の省力化を推進しました。

(ウ) 畜産経営の安定に関する法律に基づく肉豚経営安定交付金により、養豚経営の安定を推進しました。

エ 鶏肉・鶏卵

(ア) 新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良、飼養衛生管理の改善を推進するとともに、効率的な生産・流通のための施設整備・機械導入等の取組を支援しました。

(イ) 鶏卵価格が低落した場合に価格差補填等を行う鶏卵生産者経営安定対策事業により、鶏卵生産者の経営安定を推進しました。

オ 生乳

(ア) 需給関連の情報発信を推進するとともに、需給安定に向けた全国協調的な取組への参加を主要な酪農関係の補助事業の交付の要件とするクロスコンプライアンスを導入しました。

(イ) 乳用牛の供用期間の延長に向けた長命連産性の能力の高い乳用牛への牛群の転換、飼養管理技術の向上のための施設整備・機械導入による生産性向上等を推進しました。

(ウ) 搾乳ロボット等のスマート農業技術等を活用した省力化や、家族経営の休日確保等に向けた酪農ヘルパーの利用を推進しました。

(エ) 畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給交付金等を交付することにより、酪農経営の安定化を推進しました。

(8) 花き・地域特産作物

ア 花き

(ア) 「物流の2024年問題」に対応した花き流通の効率化、高温下での品質確保に向けた病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷等に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用に向けたPR活動等の取組を推進しました。

(イ) 令和9(2027)年に神奈川県横浜市よこはましで開催される「GREEN×EXPO 2027」(正式名称は「2027年国際園芸博覧会」こくさいえんげい)の円滑な実施に向けて、主催団体や地方公共団体、関係省庁と連携し準備を進めました。

イ 茶

(ア) 改植等による優良品種等への転換や茶園の若返り、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、抹茶の原料となるてん茶の生産への転換、担い手への集積等に伴う茶園整理、荒茶加工施設の整備や省エネ型茶加工機械の導入等の取組を推進しました。

(イ) 茶生産において使用される主要な農薬について、輸出先国・地域において我が国と同等の残留農薬基準を新たに設定するための申請に向けた取組を進めました。

ウ 薬用作物

産地と実需者等が連携した栽培技術の確立のための実証ほ場の設置や省力化のための農業機械の改良等の取組、栽培技術に係る研修会の開催や相談窓口の設置、販路の確保・拡大に向けた産地と実需者のマッチング等のための地域相談会の開催等の取組を支援しました。

2 食料自給力の確保

(1) 品目別の農業構造の転換

ア 土地利用型作物(米・麦・大豆等)

(ア) 地域計画に基づき、経営規模を拡大する経営体に対し、農地の集積・集約化を進めました。

(イ) 農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等を推進しました。

(ウ) 農地の受け手となる農業法人等の資金力の向上、経営管理能力の向上や労働力の確保を推進しました。

イ 野菜

(ア) 露地野菜については、加工・業務用野菜等の需要に応え、農地の基盤整備を進めるとともに、地域計画を活用して集約化した産地を育成しました。

(イ) 施設野菜については、スマート農業技術を活用した生産性の向上や経営規模の拡大、それを可能にする法人等の経営基盤強化を推進しました。

(ウ) スマート農業技術の導入に適した生産方式への転換を推進するとともに、スマート農業技術の開発・普及、技術の効果を最大限発揮できる品種の開発も併せて推進しました。

ウ 果樹

(ア) 地域計画に基づき、樹園地の集積・集約化や基盤整備、新たな果樹団地への移設を進めるとともに、新たな果樹団地で省力樹形等やスマート農業技術、機械の導入等を行い、生産性の高い果樹産地を育成しました。

(イ) 資本金がある法人等の参入に向けた支援の在り方を検討しました。

エ 飼料作物

国産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を図るため、地域計画に飼料生産の位置付けを促すとともに、粗飼料を中心とした国産飼料の生産・利用拡大を推進しました。

(2) サステイナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

ア 地域計画を核とする取組

- (ア) 「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)に基づき、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画の策定・実行を推進しました。特に市町村における地域計画の継続的な見直しや実現に向けた取組を地方機関との緊密な連携の下、プッシュ型で支援しました。
- (イ) 都道府県の農業経営・就農支援センターによる相談対応や専門家による経営継承計画の策定支援等を行うとともに、地域の担い手から経営を継承した後継者が行う、経営発展の取組を支援しました。
- (ウ) 園芸施設・畜産関連施設、樹園地等の経営資源について、第三者機関・組織も活用しつつ、再整備・改修等のための支援により円滑な継承を促進しました。
- (エ) 農業高校や農業大学校等の農業教育機関において、先進的な農業経営者等による出前授業や現場研修といった就農意欲を喚起するための取組を推進しました。また、スマート農業に関する教育の推進を図るとともに、農業教育の高度化に必要な農業機械・設備等の導入を推進しました。
- (オ) 農業高校や農業大学校等における教育カリキュラムの強化や教員の指導力向上を推進しました。
- (カ) 国内と海外の農業高校の交流推進や海外農業研修の実施を支援しました。
- (キ) 農業者のリ・スキリング機会の充実のため、スマート農業等の新たな技術を学び直す研修を支援しました。
- (ク) 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修(2年以内)の後押しと就農直後(3年以内)の経営確立に資する資金の交付を行いました。
- (ケ) 初期投資の負担を軽減するための機械・施設等の取得に対する地方と連携した支援、無利子資金の貸付け等を行いました。
- (コ) 就農準備段階から経営開始後まで、地方公共団体や農協、農業者、農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)、民間企業等の関係機関が連携し一貫して支援する地域の就農受入体制の充実を推進しました。
- (サ) 自営や法人就農、短期雇用等の様々な就農相談等にワンストップで対応できるよう、都道府県の職員等を対象とする研修を行い、都道府県の相談体制を強化しました。

イ 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

- (ア) 認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営相談・経営診断、課題を有する農業者の掘り起こしや専門家派遣の支援、経営所得安定対策、出資や融資、税制等により、経営発展の段階や経営の態様に応じた後押しを行いました。
- (イ) 担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進しました。また、地域外の経営体との連携・合併等を推進しました。
- (ウ) 農業者の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、関係機関等が有機的に連携できるよう、農業者の支援を行っている各民間セクターを会員とした「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」による経営戦略や財務・労務管理等を学ぶ研修プログラムや農業経営の財務分析システム等の活用を推進しました。
- (エ) 民間金融機関等からの適切な出資・融資の活用が進むよう、客観的な農業法人の企業価値評価手法の枠組みの構築に取り組みました。
- (オ) 雇用確保や事業拡大、環境負荷低減や生産性向上のための新技術の導入等の様々な経営課題に対応できる人材の育成・確保が図られるよう、営農しながら体系的に経営を学ぶ場として農業経営塾を開講する取組等により、農業者に対する研修機会の提供に取り組みました。
- (カ) 農業者年金の政策支援、農業経営基盤強化準備金制度等を通じ、農業者による青色申告を推進しました。

ウ 女性が活躍できる環境整備

- (ア) 農業経営における女性の地位や責任を明確化する認定農業者制度における農業経営改善計画の共同申請、女性

の活躍推進に向けた補助事業等の活用を通じ、女性の農業経営への参画を推進しました。

- (イ) 地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境整備、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援しました。また、全国の女性農業者を対象にした実践型研修の実施を支援しました。
- (ウ) 農業分野における女性の地域農業の方針策定への参画に向け、農業委員会、農協、土地改良区といった関係団体を対象としたイベント「農業リーダーズサミット2025-変革の時代を生き抜く地域農業の在り方-女性登用の意義」を開催し、各組織の意思決定層のコミットメント強化を行いました。
- (エ) 「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)、「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)及び「土地改良法」(昭和24年法律第195号)の関連規定を踏まえ、農業委員や農協理事、土地改良区理事等の任命・選出に当たり、女性の参画拡大に向けた取組を促進しました。
- (オ) 女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」における企業・教育機関との連携強化、地域活動を推進するとともに、これらの活動を情報発信し、若い女性新規就農者の増加を促進しました。

エ 持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備

- (ア) 雇用就農者の労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレ等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実といった誰もがやりがいを持って働きやすい職場環境整備を行う農業法人等を支援することにより、農業の「働き方改革」を推進しました。
- (イ) 農繁期等における産地の短期労働力を確保するため、他産業、大学、他地域との連携等により多様な人材とのマッチングを行う産地の取組や農業法人等における労働環境を改善する取組を支援するとともに、労働環境の整備といった農業の「働き方改革」の先進的な取組事例の情報発信や普及を行いました。

オ 農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応

- (ア) 農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)については、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者等を対象に貸付当初5年間の金利負担軽減措置を講じました。
- (イ) 農業近代化資金については、TPP 協定等による経営環境変化に対応して新たに規模拡大等に取り組む農業者が借り入れる場合を含め、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者等を対象に貸付当初5年間の金利負担軽減措置等を講じました。
- (ウ) 農業経営改善促進資金(スーパーS 資金)を低利で融通できるよう、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付しました。
- (エ) 「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)に基づき、公庫等からの出資を原資として投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合による出資を通じ、農業法人の自己資本の充実を推進しました。
- (オ) 農業信用保証保険制度に基づき、都道府県農業信用基金協会による債務保証や当該保証に対し独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険による補完等を行いました。
- (カ) 甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担軽減措置を講じました。
- (キ) 甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営の再建に必要な農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するために必要な補助金を交付しました。

カ セーフティネット対策の推進

自然災害や価格下落等の様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るため、収入保険の普及を図り、農業共済、収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)、野菜価格安定制度等の類似制度から収入保険への移行を推進しました。

キ 共同利用施設の合理化

地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進しました。

(3) 農業の生産基盤の確保に向けた取組

ア 農地の確保に向けた取組

- (ア) 担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地バンクを経由した転貸等を推進しました。
- (イ) 所有者不明農地に係る制度の利用を促すほか、令和5(2023)年4月以降順次施行されている新たな民事基本法
制の仕組みを踏まえ、関係省庁と連携して所有者不明農地の有効利用を推進しました。
- (ウ) 「農地法」(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置の活用、多面的機能支払制度及び中山間地
域等直接支払制度による地域・集落の共同活動への支援、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進を
行いました。
- (エ) 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成19年法律第48号)に基づく活
性化計画や最適土地利用総合対策による地域の話合いを通じた荒廃農地の有効活用や低コストな農地利用、基盤
整備等による荒廃農地の発生防止・解消を推進しました。
- (オ) 農地の転用規制や農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めました。

イ 農業生産基盤の整備・保全

- (ア) 農業水利施設の戦略的な保安全管理のため、点検、機能診断・監視を通じた適切ナリスク管理の下での計画的か
つ効率的な補修、更新等により、徹底した施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を推進しました。
- (イ) 農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の更新に合わせ、集約、再編、統廃合等によるストック
の適正化を推進しました。
- (ウ) 農業水利施設の保安全管理におけるロボット、AI等の利用に関する研究開発・実証調査を推進しました。

(4) 生産性向上に向けた取組

ア 生産性向上に対応した基盤整備

- (ア) 農地バンク等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進しました。
- (イ) 高収益作物に転換するための水田の汎用化・畑地化や畑地・樹園地の高機能化を推進しました。
- (ウ) 麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑
地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進しました。
- (エ) ICT水管理等の営農の省力化に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を推進しました。
- (オ) 農業生産基盤の管理の省力化・高度化やスマート農業技術の普及に取り組むとともに、地域活性化を促進する
ための情報通信環境の整備を推進しました。

イ 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

- (ア) 基幹的な農業水利施設の改修等のハード対策と機能診断等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施
しました。
- (イ) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)に基づき、農業用ため池の決壊による周
辺地域への被害の防止に必要な措置を進めました。
- (ウ) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)に基づき、都道府
県が策定した推進計画に則し、防災対策を講ずる優先度の高い防災重点農業用ため池から防災工事等に取り組む
とともに、ハザードマップの作成、監視・管理体制の強化等を推進しました。
- (エ) 津波、高潮、波浪のほか、海水や地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等
を実施しました。

ウ スマート農業技術等の開発・普及促進

- (ア) 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律」(令和6年法律第63号)に基づき、

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画(生産方式革新実施計画)の認定を受けた農業者等や、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画(開発供給実施計画)の認定を受けた事業者等に対し、税制特例措置、金融等の支援措置を講じました。

- (イ) 令和6(2024)年9月に定められた「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」に基づきスマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)を設立し、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を通じたコミュニティ形成を促進しました。
- (ウ) 関係府省庁と連携し、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進めるために「スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議」を開催しました。
- (エ) 農業データ連携・共有のためのオープンAPIの整備やオープンAPI等を活用した新たなサービス開発によりデータ活用を促進しました。また、生産から加工・流通・販売・消費に至るまでデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンプラットフォームを活用し、農業データの川下とのデータ連携実証を支援しました。
- (オ) 営農データの分析支援を始め、農業支援サービスを提供する企業が活躍できる環境整備、農産物のサプライチェーンにおけるデータ・物流のデジタル化、地域の多様なビジネス創出等を推進しました。

エ 農林水産施策の展開におけるデジタル化の推進

- (ア) 行政手続に係る農業者等の負担を軽減するため、農林水産省が所管する法令や補助金等の行政手続をオンラインで申請することができる「農林水産省共通申請サービス(eMAFF申請)」の利用率の向上に向けた取組を進めました。また、費用対効果の観点、利用者視点での利便性の向上や行政運営効率化等の観点から見直しを行い、令和8(2026)年10月の稼働開始を目指して、次期オンライン申請システムの整備に取り組みました。
- (イ) 農地の現地確認業務等の効率化・省力化を図るため、民間サービス(地図アプリ、営農管理アプリ等)との連携を含め、デジタル地図を活用した「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)」の利活用の向上に取り組みました。

オ 農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・社会実装

- (ア) SBIR 制度を活用し、農林水産・食品分野において、サービス事業者の創出やフードテック等の新たな技術の事業化を目指すスタートアップ・中小企業が行う研究開発・大規模技術実証等を支援しました。
- (イ) 『「知」の集積と活用の場』において、技術シーズ・ニーズに関する関係者間の情報交換やマッチングを促すとともに、研究成果の社会実装・事業化等を支援しました。

カ 品種開発

- (ア) 実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、ニーズに対応した新品種の開発等の取組を推進しました。また、従来の育種では困難だった収量性や品質等の形質の改良等を短期間・低コストで実現するスマート育種支援システムの試行版を構築しました。
- (イ) 国立研究開発法人、公設試験場、大学等が連携し、輸出先国・地域の規制等にも対応し得る防除等の栽培技術等の開発・実証を推進するとともに、輸出促進に資する品種開発を推進しました。
- (ウ) 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化については、国内外の遺伝資源を収集・保存するとともに、有用特性等の情報を公開しました。
- (エ) 遺伝資源について幅広い遺伝変異をカバーした代表的品種群(コアコレクション)を拡大することで、遺伝資源の利活用を促進しました。
- (オ) 海外植物遺伝資源については、二国間共同研究等を推進し、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)」を踏まえた相互利用を進めました。

キ 研究開発・実用化を加速するための環境整備

- (ア) 研究開発の重点事項等を定める「農林水産研究イノベーション戦略」を策定するとともに、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)や研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム(BRIDGE)等も活用して食料

安全保障や農業の環境負荷低減をミッションとした研究開発を推進しました。

- (イ) 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)^{システム}が決定したムーンショット目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」を実現するため、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される挑戦的な研究開発(ムーンショット型研究開発)を推進しました。
- (ウ) Society 5.0の実現に向け、人材・知・資金が循環するよう農林水産・食品分野での更なるイノベーションの創出を計画的・戦略的に推進しました。
- (エ) 「農林水産研究における知的財産に関する方針」(令和4(2022)年12月改訂)を踏まえ、国立研究開発法人や都道府県の公設試験場等における知的財産マネジメントの強化を図るため、専門家による指導・助言等を行いました。
- (オ) 公的研究機関の知的財産部門の担当者で構成されるネットワークを構築し、侵害対応や契約書のひな形の見直し等の知的財産に係る共通の課題の解決に向け、経験の共有や専門家による支援を実施しました。
- (カ) 最先端技術の研究開発・実用化に向けて、消費者への情報発信及び意見交換を行いました。特に品種改良加速技術(ゲノム編集技術)の育種利用については、より多くの消費者に情報発信等ができるよう出前講座やオープンラボ交流会を実施しました。
- (キ) 普及指導員による新技術の導入等に係る地域の合意形成や新規就農者の支援等に取り組むとともに、試験研究機関や食料システム関係者等と連携を図りました。

ク 農林水産技術の国際研究及び技術普及の推進

海外の農業研究機関や国際農業研究機関の優れた知見や技術を活用し、戦略的に国際共同研究を推進しました。また、我が国が有する優れた農業技術について、技術カタログの国際会議等における発信や技術普及に向けた実証を推進しました。

(5) 農業生産資材の供給

ア 肥料

- (ア) 化学肥料の使用量低減等に向け、緑肥等を含めた有機物の施用による土づくり、土壌診断に基づく適正施肥、局所施肥技術の導入に加え、土壌状態や作物の生育状態等のリモートセンシングデータを活用したスマート施肥システムによる適正施肥等の技術導入等について、地域のマニュアル作成等を通じて拡大を図りました。
- (イ) 施肥作業のコストを削減していく観点から、スマート農業技術等を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進しました。
- (ウ) 国内資源の肥料利用の拡大のために、肥料関係者間のマッチング機会の創出を図るとともに、新たな規格等も活用して品質や安全性を確保しつつ、効率的な散布が可能なペレットや複合肥料等に加工するために必要な機械・施設の整備等への支援を行いました。
- (エ) 農業者に代わって堆肥等の散布作業を行う農業支援サービス事業者の育成・活用を推進しました。
- (オ) 原料の大半を輸入に依存している化学肥料の安定供給に向け、特に供給途絶リスクの高いりん安と塩化加里を対象に、令和9(2027)年度までに年間需要量の3か月分の備蓄体制を構築することを目標に、備蓄水準の維持・確保に向けた取組を推進しました。

イ 農薬

- (ア) 優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進するとともに、令和7(2025)年7月からは、環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要な農薬についても、この優先審査の対象とすることとしました。
- (イ) 製造面・流通面の効率化を進めつつ、農薬防除作業全体としてコストを削減していく観点にも着目し、ドローン等スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進しました。

ウ 種苗

- (ア) 穀物(稲、麦類及び大豆)については、都道府県が生産する穀物種子の品種を集約し相互に供給するなど、効率的な種子供給体制の仕組みを強化するとともに、生産者に対する省力化技術・機械の導入や、品質を担保する産地の調製施設の整備を推進しました。
- (イ) 稲の高温耐性品種や大豆の多収品種等の新品種については、需要側とのマッチングによる需要量の把握や種子生産者等に生産技術の普及を行い、種子生産者や品種開発者、実需者が連携した種子生産体制を構築する取組を支援しました。
- (ウ) 野菜種子については、その供給体制がより安定的なものとなるよう、多種多様な野菜種子に適した条件を備えた採種地の新規開拓を北半球・南半球の複数国でリスク分散しつつ推進するとともに、効率的な採種技術の開発と現場への導入等を推進しました。

エ 飼料

- (ア) 青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の作付・利用の拡大を推進するとともに、飼料用穀物や食品製造副産物等の地域の飼料資源等の活用、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及等を推進しました。
- (イ) 国産粗飼料については、耕畜連携による安定的な量や品質の確保、販売時の品質表示、国内流通に適した加工・調製等により飼料の販売・流通の拡大を推進しました。
- (ウ) 配合飼料については、飼料の安定供給の維持のため、飼料流通の合理化を推進しました。さらに、配合飼料の価格低減に資するよう、配合飼料工場の再編等の製造合理化を推進しました。

オ 燃料・エネルギー

- (ア) 施設園芸については、化石燃料の使用量削減に資する新技術の実証・ハイブリッド型施設モデルの作成や省エネ機器の導入支援、省エネ型施設の整備支援に加え、ヒートポンプの効果的な使用方法の周知、優良事例の横展開を推進しました。くわえて、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術開発を推進しました。
- (イ) 電動化対応機種^の拡大に向けて、小型の電動農業機械の利用試験やバッテリー等の機種間の共用化等に向けた対応を推進しました。また、大型の農業機械においては、既に導入可能な技術として、高精度作業によって行程の重複を減らすことで燃料使用量を削減する自動操舵^{そうだ}システムの普及を進めました。
- (ウ) 経営安定対策による支援を継続するとともに、畜産・酪農経営体によるヒートポンプ等の省エネ機器の導入による電力使用量・燃料使用量の削減を推進しました。
- (エ) メタン発酵等の家畜排せつ物のエネルギー利用に係る施設整備への支援や消化液の濃縮等の効率的な活用技術の開発・普及を推進しました。

カ 動物用医薬品

- (ア) 「2024動物用ワクチン戦略中間取りまとめ」(令和6(2024)年11月策定)に基づき、産業動物用ワクチンの安定的な確保・供給に向け、産学官が連携して取り組む場「VMCプラットフォーム」を構築しました。
- (イ) 「VMCプラットフォーム」の下に「開発基盤の強化」、「承認審査制度の最適化及び輸出促進」及び「国内製造安定供給」の三つのワーキンググループを設置し、産業動物用ワクチンの関係者と検討を進めるとともに、現場のニーズが高い動物用医薬品等の実用化促進を支援しました。

3 付加価値向上に向けた取組

(1) 優良品種の開発・導入促進

生産者、加工・流通・販売事業者、消費者等のニーズに応じ品種・栽培技術・スマート農業技術の効率的な開発及び円滑・迅速な普及を推進しました。この際、気候変動による高温・干ばつの強度と頻度の増大や病害虫の発生リスクの高まり、栽培適地の変遷等を踏まえるとともに、品種や営業秘密等の流出抑止に向けた管理を徹底しました。

(2) 農産物を活用した新たな事業の創出の促進等

- ア 地域の農業者が農産物の加工・販売や観光農園、農家レストランの経営等により、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進しました。
- イ 食品事業者と農業者が連携し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進するとともに、持続可能な食料システムの構築に取り組む関係者の連携・協調を推進するための「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を構築し、地域の農林水産物を活用した商品開発など地域発の食ビジネス創出等を支援しました。

(3) 知的財産の保護及び活用の推進

- ア 知的財産の保護及び活用に関し、品種登録や、地理的表示(GI)保護制度による商品の登録等の国内外での知的財産権の取得の推進と侵害・模倣への対応に加え、営業秘密管理、家畜遺伝資源の流通管理を更に徹底し、差別化・ブランド化の取組を推進しました。
- イ 種苗のオンライン取引の増大等新たな流出リスクに対処し得るよう、権利者や農業現場における管理の徹底と侵害・模倣への対応の実効性向上に向けた有識者検討会を行い、法的環境の整備の必要性等に関して中間報告を公表するとともに、「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定しました。
- ウ 和牛の知的財産としての価値の保護を推進するため、全国の家畜人工授精所への立入検査を実施し、「家畜改良増殖法」(昭和25年法律第209号)の遵守の徹底を図るとともに、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」(令和2年法律第22号)による知的財産としての価値の保護対象となるために必要な譲渡契約等の普及を進め、家畜人工授精用精液等の流通を全国的に管理するシステムの運用・機能強化等を推進しました。
- エ 「農林水産省知的財産戦略2025」の振り返りを行うとともに、経済・社会のグローバル化・デジタル化の更なる進展が見込まれる中で農林水産業・食品産業の競争力の強化と「稼ぎ」の増大につなげていくことを目的に、令和7(2025)年6月に「農林水産省知的財産戦略2030」を策定しました。

(4) 付加価値の高い品目の輸出等

海外で稼げる価値・特性を有する品種の導入を進めるとともに、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)(以下「輸出促進法」という。)に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体(以下「認定品目団体」という。)による日本産品の統一マーク等の策定・普及、日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)による外国人向けに日本産品の価値を伝えるプロモーションを通じて、ジャパンブランドの構築を図ることで、輸出等の促進を図りました。

4 農作業安全の確保と農業生産工程管理(GAP)及び衛生管理(HACCP)

(1) 農作業安全の確保

- ア 都道府県段階、市町村段階の関係機関が参画した推進体制の整備を推進するとともに、「熱中症対策研修」や「農業機械作業研修」を重点的に推進する実施強化期間を設定し、研修の開催を推進しました。
- イ 令和7(2025)年6月に労働安全衛生規則が改正され、労働者を雇用する全ての事業者に対して、作業員への熱中症対策が義務付けられたことから、農業者への呼び掛けを行いました。
- ウ 安全性検査の対象となっている乗用型トラクタ等のうち、令和7(2025)年度以降新たに販売される形式のものについて補助金等を活用して導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定することとし、より安全な農業機械の普及促進に向けた取組を進めました。
- エ 労災保険の特別加入制度の設置と農業者の加入促進を図りました。

(2) GAP や農場 HACCP の推進

- ア 農産物においては、「我が国における国際水準GAPの推進方策」に基づき、国際水準GAPガイドラインを活用した指導や産地単位の取組等を推進しました。また、農業教育機関によるGAP認証の取得及び維持・更新を支援しま

した。

イ 畜産物の安全性確保のための高度な飼養衛生管理手法である農場HACCPの普及・定着を図るとともに、認証取得等を推進しました。

5 動植物防疫の確実な実施

(1) 家畜伝染病への対応

ア 世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱(ASF)等の発生状況等の最新情報に基づくリスク分析を行うとともに、国内における発生予防、まん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施しました。また、国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援しました。

イ 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病については、早期通報や野生動物の侵入防止といった生産者による飼養衛生管理が徹底されるよう、都道府県と連携して指導を行いました。

ウ 高病原性鳥インフルエンザについては、令和6(2024)年シーズンの疫学調査の結果を踏まえ、鳥インフルエンザ対策パッケージを打ち出し、飼養衛生管理の強化、分割管理の推進、ワクチン接種の検討、まん延防止に向けた防疫措置の見直しといった対策を進めました。

エ 豚熱については、野生動物の侵入防止壁の設置や飼養衛生管理の徹底に加え、ワクチン接種推奨地域での予防的なワクチン接種の実施、野生イノシシ対策としての捕獲強化や経口ワクチンの散布を実施しました。また、イノシシ用国産豚熱経口ワクチンを実用化し、令和8(2026)年1月に野外散布を開始しました。

(2) 植物の病害虫への対応

ア 発生量の多い斑点米カメムシ類については、都道府県等と連携し、適時・適切な防除対策の徹底を呼び掛けました。

イ うめやもも等に大きな被害を与えるクビアカツヤカミキリについては、防除体系の確立に向けた取組を支援しました。

ウ 化学農薬のみに依存せず、病害虫等の予防・予察に重点を置いた総合防除を推進するため、令和7(2025)年9月に「総合防除実践ガイドライン」を策定するとともに、産地に適した技術の検証、栽培マニュアルの策定等の取組を支援しました。

エ 病害虫の薬剤抵抗性の発達等により、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立を支援しました。

オ 重要病害虫の侵入を早期に発見するための侵入調査を実施するとともに、重要病害虫の侵入が確認された場合には、発生範囲の特定や薬剤防除等の初動対応を実施しました。

カ 国内の一部地域で発生が確認されているジャガイモシロシストセンチュウ、テンサイシストセンチュウ及びセグロウリミバエの定着・まん延防止を図るため、「植物防疫法」(昭和25年法律第151号)に基づく緊急防除として、寄主植物の移動制限や栽培の禁止、土壌消毒等の防除対策を講じました。

(3) 動植物検疫の強化

家畜防疫官・植物防疫官や動植物検疫探知犬の適切な配置等による検査体制の整備・強化により、水際検疫を適切に行うとともに、国内での家畜の伝染性疾病や植物病害虫の侵入・まん延防止強化のための取組を推進しました。

(4) 薬剤耐性対策の推進

豚熱や高病原性鳥インフルエンザのような重大な疾病だけでなく、乳房炎や下痢症等の慢性疾病も対象に、産学官が連携してワクチン開発を行うとともに、飼養衛生管理の向上、ワクチンの活用等による感染予防に焦点を当てた薬剤耐性対策に関する普及啓発に取り組みました。

(5) 獣医療提供体制の整備

ア 遠隔診療の適時・適切な活用を推進するための情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化、産業動物分野に

おける獣医師の中途採用者を確保するための就業支援、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に向けたスキルアップのための研修や中学生・高校生等を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナー等の実施による産業動物獣医師の育成等を支援しました。

イ 地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学の地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の給付、獣医学生を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床実習、産業動物獣医師を対象とした技術向上のための臨床研修を支援しました。

6 不測時における食料供給の確保

(1) 不測時における食料安全保障の対応の強化

令和7(2025)年4月に施行された「食料供給困難事態対策法」(令和6年法律第61号)に基づく基本方針において、同法に基づく各種の対策等の実施方法等が明確になるよう、不測時の判断基準や、平時や不測時に講ずる措置の内容、要請等を行う上での考え方等について示しました。

(2) 不測時に備えた備蓄の実施

- ア 令和7(2025)年3月以降、一般競争入札や随意契約による約64万tの備蓄米の売渡しを実施しました。その結果、売渡し後の備蓄量は約32万tとなりました。
- イ 輸入依存度の高い小麦については、国全体として外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を支援しました。
- ウ 食料供給困難事態対策に基づく基本方針においては、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉えることとしており、不測時における対策を効率的かつ効果的に行うことができるよう、平時から特定食料と特定資材の民間在庫量やサプライチェーンの把握を進めました。

7 輸入の安定化

(1) 国際的な食料需給の把握、分析

省内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析、中長期及び超長期の需給見通しを策定し、情報発信しました。

また、衛星データを活用し、食料輸出国や途上国等における農業気象データの提供を行いました。

(2) 輸入穀物の安定的な確保

- ア 麦の輸入先国との緊密な情報交換等を通じ、安定的な輸入を確保しました。
- イ 政府が輸入する米麦について、残留農薬等の検査を実施しました。
- ウ 輸入依存度の高い飼料穀物について、海外からの一時的な輸入の停滞や、配合飼料工場の被災等の不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄、関係者の連携強化の取組に対して支援しました。
- エ 国内生産で需要を満たすことができない食料・農業生産資材について、サプライチェーンの強靱化等に資する我が国事業者による海外投資案件の形成を支援しました。また、主要な輸入相手国との間で、政府間等による対話を実施し、食料等の安定供給等について議論を行いました。

(3) 港湾機能の強化

国全体として安定的かつ効率的なバルク貨物の海上輸送網の形成を図るため、大型船に対応した港湾機能の確保や企業間連携により共同輸送を促進する国際バルク戦略港湾政策を推進しました。

8 国際戦略

(1) 戦略的・二国間関係の構築

輸出拡大、輸入安定化や協力関係強化等に向けて、各国と戦略的な関係構築に取り組みました。

(2) 環境・人権等新たな議論への対応

ア 環境の議論では、みどり戦略をアジアモンスーン地域の持続的な食料システムの取組モデルとして提唱し、ルール形成に参画しました。

イ 人権の議論では、「「ビジネスと人権」に関する行動計画」に基づき、企業における人権尊重の促進を図りました。

(3) 関係構築のための国際協力

ア 世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等

(ア) G20農業大臣会合及びG20食料安全保障大臣会合において、持続可能な農業生産やイノベーションの活用、食料価格の高騰等への対応策等についての議論に貢献しました。

(イ) APEC(アジア太平洋経済協力)食料安全保障担当大臣会合、ASEAN+3農林大臣会合、^{ASEAN}日中韓農業大臣会合、CFS(世界食料安全保障委員会)、OECD(経済協力開発機構)農業委員会、UNFSS+4(国連食料システムサミット4年後ストックテイク会合)等の国際会議に積極的に参画し、世界の食料安全保障に係る議論に貢献しました。

(ウ) 「気候のための農業イノベーション・ミッション(AIM for Climate)」等に参画し、国際的な農業研究の議論に貢献しました。

イ アフリカへの農業協力

(ア) アフリカ農業の発展に貢献するため、農業生産性の向上や持続可能な食料システム構築等の様々な支援を行いました。

(イ) 令和7(2025)年8月に神奈川県横浜市^{よこはまし}で開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD9)^{ティカッド}において、アフリカのための持続可能で強靱な食料システム、気候変動対応型の農業技術の拡大、域内貿易の拡大及び輸出競争力向上のための農産物加工・付加価値向上等について議論を行いました。

ウ ウクライナ支援

(ア) 令和7(2025)年8月の「日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース」において、ウクライナの農業復興への協力に関する議論を行いました。

(イ) 我が国企業によるウクライナへの食料・農業分野の復興への参画を一層促進するため、同年10月に食料・農業分野官民ミッションがウクライナを訪問し、ウクライナ政府関係者との意見交換や現地企業とのビジネスマッチングを実施しました。

エ 東アジア地域における取組の強化

東アジア地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅に向け、大規模災害等の緊急時に備えるため、ASEAN+3緊急米備蓄^{APTERR}(APTERR)の取組を推進しました。

II 輸出の促進に関する施策

1 農林水産物・食品の輸出の促進

(1) 需要拡大の取組

ア 認定品目団体、輸出支援プラットフォーム等の連携による新市場開拓

(ア) JFOODOによる認定品目団体等と連携したプロモーション、複数品目を組み合わせた品目横断的な取組、食文化の発信体制の強化等を含めた戦略的プロモーションを支援しました。

(イ) 独立行政法人日本貿易振興機構^{にほんぼうえきしんこうきこう}(JETRO)^{ジェトロ}による国内外における商談会の開催、海外見本市への出展、セミナーの開催、専門家による相談対応等を支援しました。

- (ウ) 主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とし、現地発の情報提供や新たな商流の開拓支援等を行う輸出支援プラットフォームを、令和8(2026)年3月末時点で10か国・地域(16拠点)に設置しました。
- (エ) 海外に活動拠点を置く日本料理関係者等の「日本食普及の親善大使」への任命、海外における日本料理の調理技能の認定を推進するための取組、外国人料理人等に対する日本料理講習会・日本料理コンテストの開催等への支援を通じ、日本食・食文化の普及活動を担う人材の育成を推進しました。
- (オ) 海外の日本食・食文化の発信拠点である「日本産食材サポーター店」を認定するための取組等への支援を行いました。

イ 輸出先国・地域の輸入規制撤廃等に向けた働き掛け等

- (ア) 輸出促進法に基づき、農林水産省に設置している「農林水産物・食品輸出本部」の下で、輸出阻害要因に対応して輸出拡大を図る体制を強化し、同本部で作成した実行計画に従い、放射性物質に関する輸入規制の撤廃、動植物検疫協議を始めとした食品安全等の規制等に対する輸出先国・地域との協議の加速化、輸出先国・地域の衛生基準や残留農薬基準への対応強化等の輸出拡大につなげるための環境整備を進めました。
- (イ) 東電福島第一原発事故及び多核種除去設備(ALPS)^{アルプス}等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化処理した水(以下「ALPS 処理水」という。)の海洋放出を受けて、いまだ日本産食品に対する輸入規制が行われている一部の国・地域に対し、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の即時撤廃に向けた働き掛けを実施しました。その結果、令和7(2025)年度においては、中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入停止措置を解除する公告が発出され、これにより、日本側輸出関連施設の再登録手続が開始されており、関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化に向けて技術的なやり取りを継続しました。さらに、令和7(2025)年11月に台湾で輸入規制措置が撤廃され、これまで一部の食品を台湾に輸入する際に必要とされた放射性物質検査報告書及び産地証明書が不要となりました。

(2) 供給力向上の取組

ア 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換

- (ア) 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)のコミュニティを通じ、農林水産省が中心となり輸出の可能性を診断する輸出診断や伴走支援、教育機関等と連携した輸出人材の育成、人材マッチングによるニーズに合った輸出人材の確保等を進めました。
- (イ) 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地のモデル形成等を支援するとともに、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、継続的・安定的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表しました。
- (ウ) 認定品目団体が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援しました。
- (エ) 産地が抱える課題に応じた専門家を産地に派遣し、輸出先国・地域の植物検疫条件や残留農薬基準を満たす栽培方法、選果等の技術的指導を行うなど、輸出に取り組もうとする産地を支援しました。
- (オ) 輸出先国・地域の規制・条件に対応するため、食品製造事業者等の施設の改修・新設や機器の整備に対して支援しました。
- (カ) コーデックス委員会が定めるHACCPをベースとした我が国発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格について国際標準維持の取組を支援しました。また、JFS規格の国内外への普及に向けた取組を推進しました。
- (キ) HACCPに沿った衛生管理を行う事業者が輸出に取り組むことができるよう、HACCPの導入に必要な一般衛生管理の徹底、輸出先国・地域ごとに求められる食品安全管理に係る個別条件への理解促進等のための研修会の開催等の支援を実施しました。また、輸出先国・地域が求める衛生基準に対応した輸出関連施設の新規認定や、輸出先の事業者等から求められる食品安全マネジメント規格、GAP等の認証の新規取得を促進しました。
- (ク) 植物検疫上、輸出先国・地域が侵入を警戒する病害虫に対する国内における発生実態の調査を進めるとともに、

産地等のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等に向けた科学的データを収集、蓄積する取組を推進しました。

(ケ) 輸出先国・地域の検疫条件に則した防除体系、栽培方法、選果等の技術を確立するためのサポート体制を整備するとともに、卸売市場や集荷地等での輸出検査や登録検査機関のより一層の活用を行うことにより、輸出への取組を推進しました。

イ 国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築

(ア) 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までが一体となった新たなサプライチェーンモデルの構築に向けた取組を支援しました。

(イ) 海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーン構築に向け、農林水産物・食品に関連する事業者が行う投資可能性調査を支援しました。

2 食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大

(1) 食品産業の海外展開

官民間及び企業間の情報交換の場である「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」の枠組みの下で行われるセミナー(ハラール市場への食品産業海外展開セミナー等)の開催等を通じた事業者への情報提供や協議会の会員企業・団体等のニーズを反映したインド・インドネシアへのミッション派遣、海外現地における流通・加工施設等設置に係る投資案件の形成への支援等を行いました。

(2) インバウンドによる食関連消費の拡大

ア インバウンドをターゲットとした海外プロモーション等を通じて、日本食・食文化の魅力を情報発信しました。

イ 地域の「食」や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなすための地域の取組を「SAVOR JAPAN」として認定し、農泊と連携しながら一体的に海外に情報発信しました。

3 品種のグローバル展開

(1) 新品種の適切な管理による我が国の優良な植物品種の流出防止を始め、育成者権の保護・活用を図りました。また、育成者権管理機関の早期立上げ・事業化を目指して、海外ライセンス先候補の調査、侵害の監視、苗木の個体管理システムの導入実証等への支援を行いました。

(2) 「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)^{ユポフ}の枠組みの下、加盟国・地域が、相手国・地域からの出願品種の審査に当たり、その相手国・地域における審査結果を活用する審査協力を進め、円滑な審査や迅速な登録を推進するとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進しました。

III 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システムに関する施策

1 食品アクセスの確保

(1) 平時における食品アクセスの確保

ア 産地から消費地までの幹線物流の効率化とともに、地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくりを支援しました。

イ ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築やフードバンク・こども食堂等の取組への支援を進めました。その際、食品寄附等に関する官民協議会において策定された「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」の普及啓発を図りました。

ウ 食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる、いわゆる「買物困難者」の問題について、食品アクセスの確保に向けたモデル実証の支援のほか、取組の優良事例や関係省庁の各種施策をワンストップで閲覧可能なポータルサイトを通じた情報発信を行いました。

エ 食品アクセスの全国的な取組状況等を把握するとともに、関係省庁の支援策を取りまとめた「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」や、食品ロス削減・食品寄附促進施策との一体的な推進に向けた「食の環プロジェクト」の下、農林水産省及び関係省庁が連携して対策を推進しました。

(2) 不測時における食品アクセスの確保

大規模な自然災害の発生等の不測時においても食品アクセスが確保されるよう、不測時には、その状況に応じて、国民一人一人の熱量供給と栄養・健康状態の維持に必要な対策を講ずることとしました。

2 食品産業の発展

(1) 食品事業者による生産性向上や付加価値向上

食料システム法に基づき、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷の低減、消費者の選択支援に計画的に取り組む食品等事業者の計画を認定し、認定を受けた計画に対して支援措置を講じました。

(2) 流通の合理化

ア 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」(平成3年法律第59号)に基づく食品等流通合理化計画(令和7(2025)年10月以降は食料システム法に基づく流通合理化事業活動計画)の認定を行うこと等により、食品等の流通の合理化を図る取組を支援しました。

イ 「物資の流通の効率化に関する法律」(平成17年法律第85号)に基づき、関係団体・事業者に対して物流効率化に資する取組を進めるよう促すとともに、中継共同物流拠点の整備、標準仕様パレットの導入、トラック予約システムの導入等を推進しました。

ウ 「卸売市場法」(昭和46年法律第35号)に基づき、中央卸売市場の認定を行うとともに、施設整備に対する助成や卸売市場に対する指導監督を行いました。

エ 「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」及び「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」の関係事業者への普及・啓発を実施しました。

オ 「商品先物取引法」(昭和25年法律第239号)に基づき、商品先物市場の監視・監督を行うとともに、迅速かつ適正に執行しました。

(3) 技術の開発・利用の推進

ア 食品製造現場にロボット等をHACCPに基づく衛生管理に沿って導入するためのガイドラインを普及するとともに、省力化に向けた人材育成等を推進する「食品企業生産性向上フォーラム」の創設や技術導入の支援を進めるなど、食品産業全体の生産性向上に向けた取組を実施しました。

イ 食品産業の現場で特定技能制度による外国人材を円滑に受け入れるため、試験の実施や外国人が働きやすい環境の整備に取り組むなど、食品産業特定技能協議会等を活用し、地域の労働力不足克服に向けた有用な情報等を発信しました。

3 合理的な費用を考慮した価格形成

食料システム法に基づく食品等の取引の適正化について、令和8(2026)年4月の施行に向けて実効性を確保するため、令和7(2025)年10月から農林水産省本省及び地方農政局等に専門職員(フードGメン)を配置し、生産から販売に至る各段階の取引実態調査を行うほか、取引や協議に関する外部からの相談等に対応する情報受付窓口を設置しました。

4 食品安全・消費者の信頼確保

(1) 食品安全に関するリスク管理

ア 農畜水産物・食品に係る危害要因への対応

(ア) 食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、新興の危害要因を含めてリ

スク関連情報を収集、解析し、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」を更新するとともに、これらのうち、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの間に実態調査を予定しているものについて、中期計画を策定したほか、農畜水産物や加工食品、飼料中の有害化学物質・有害微生物の調査や安全性向上対策の策定に向けた試験研究を実施しました。

- (イ) 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入時に残留基準を設定した農薬等や新たに登録等の申請があった農薬等について、農薬等を適正に使用した場合の作物残留試験結果や食品健康影響評価結果等を踏まえた残留基準の設定や見直しを推進しました。
- (ウ) 関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約・共有を図るとともに、食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化しました。
- (エ) 食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど、食品関係事業者のコンプライアンス確立のための各種取組を促進しました。

イ 農業生産資材等のリスク管理・規制

- (ア) 農畜産物の生産段階における取組として、農薬、肥料、動物用医薬品及び飼料・飼料添加物の適正使用を推進するとともに、科学的知見に基づく使用基準、有害物質等の基準値の設定・見直し、薬剤耐性菌のモニタリングに基づくリスク低減措置等を行いました。
- (イ) 農薬については、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の使用者や蜜蜂への影響等の安全性に関する審査を行うとともに、最新の科学的知見に基づく再評価を進めました。
- (ウ) 肥料については、国内資源を活用した肥料の利用拡大に向け、公定規格「菌体りん酸肥料」の周知を進めました。また、食品安全委員会による評価を踏まえ、牛肉骨粉を肥料利用する際に必要な措置の見直しを行いました。
- (エ) 動物用医薬品については、科学的知見に基づく使用基準の見直しに資するための試験を実施しました。また、薬剤耐性に係る動向調査の結果を関係者に共有の上、意見交換を実施し、畜種別の課題に応じた薬剤耐性対策を検討しました。
- (オ) 飼料・飼料添加物については、家畜の健康影響や畜産物を摂取した人の健康影響のリスクが高い有害化学物質等の汚染実態データ等を優先的に収集し、有害化学物質等の基準値の設定・見直し等を行い、飼料の安全確保を図りました。飼料関係事業者における飼料等の適正製造規範(GMP)の導入推進により、安全確保を図りました。
- (カ) 輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施、情報等を入手するための関係府省の連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図りました。

ウ 食品安全に係る消費者の理解醸成等

「肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会 中間取りまとめ」(令和7(2025)年3月14日公表)を踏まえ、カンピロバクター食中毒対策に係る社会全体の意識向上を目的に、業界団体主導による、企業理念や衛生管理の取組である、消費者の信頼確保の取組を発信するプロジェクト「SAFE TABLE STATEMENT～国産チキンの安全・健やか宣言～」を開始しました。

(2) 食品表示の適正化等の推進

ア 食品表示の適正化の推進

- (ア) 「食品表示法」(平成25年法律第70号)を始めとする関係法令等に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、適切な表示を推進しました。また、外食・中食における原料原産地表示については、「外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン」に基づく表示の普及を推進しました。
- (イ) 米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)(以下「米トレーサビリティ法」という。)により産地情報伝達を徹底しました。
- (ウ) 第5期消費者基本計画に基づき、旧JAS法及び旧食品衛生法由来の個別品目ごとの表示ルールの見直し等について議論を行い、令和8(2026)年4月に食品表示基準を改正することとしました。

- (エ) 栄養成分表示の更なる利活用による、消費者の健康の維持・増進に資することを目的として、令和6(2024)年度から「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を開催し、令和8(2026)年2月に日本版包装前面栄養表示ガイドラインを公表しました。
- (オ) 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供を推進する取組の一環として、既に消費者庁ウェブサイトで公表した動画教材に加え、取組を行っている事業者の事例等を含めた動画を令和7(2025)年6月に公表し、リーフレット、講演会、SNS等を活用した普及啓発を行いました。
- (カ) スーパーマーケットにおいて、従業員の表示ミス防止の意識を高めるため、優良事例も含めた教材を作成し、その活用を推進しました。

イ 食品トレーサビリティの普及啓発

- (ア) 食品のトレーサビリティに関し、事業者が自主的に取り組む際のポイントを解説するテキストや、IT活用による優良な取組の紹介等を活用して、事業者等を対象としたセミナー(ウェブを含む)を開催し、数多くの参加者のもと効果的な普及・啓発を行いました。
- (イ) 米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、制度を適正に運用しました。
- (ウ) 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)による制度の適正な実施が確保されるよう、DNA分析技術を活用した監視等を実施しました。

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮に関する施策

1 農業生産活動における環境負荷の低減

(1) 環境負荷低減に向けた横断的な取組

- ア 令和7(2025)年4月に閣議決定された基本計画に基づき、令和12(2030)年までを目途に集中的に推進すべき取組として、食料・農林水産業のグリーントランスフォーメーション(GX)への投資の呼び込みや食料生産を脅かす気候変動への適応等を盛り込む「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて検討を進めました。
- イ 全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を試行的に要件化しました。
- ウ みどり法の認定等を通じた農業者や、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売や環境負荷の低減に資する資材・機械の供給等を行う関連事業者への支援を進めました。
- エ 気候や農業条件が類似するアジアモンスーン地域の新しい持続的な食料システムの取組モデルとして、みどり戦略を提唱し、令和5(2023)年10月に策定した日ASEANみどり協力プランに新たなプロジェクトを追加の上、令和7(2025)年10月に同プランを改定しました。
- オ 令和7(2025)年5月に、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス排出削減技術の海外展開を後押しするため、農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ(ミドリ・インフィニティ)を策定しました。
- カ 令和7(2025)年6月に、ミドリ・インフィニティの実行ツールとして、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」を設立し、同年11月に開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)を始めとする気候変動国際交渉等の場で、同コンソーシアム構成員の取組事例等について、積極的に発信しました。

(2) 気候変動対策の推進

- ア パリ協定を踏まえた森林減少・劣化抑止、農地土壌における炭素貯留等に関する途上国の能力向上、耐塩性・耐干性イネや温室効果ガス排出削減につながる栽培技術の開発等の気候変動対策を推進しました。
- イ アジアモンスーン地域での気候変動緩和等に資する技術の応用のための共同研究を推進しました。
- ウ 令和7(2025)年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第56号)により法定化された二国間クレジット制度(JCM)について、アジア開発銀行(ADB)等と連携し、農業分野の案件創出を促進しました。

- エ 令和7(2025)年4月に策定した「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策技術の開発、マニュアル等を活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発、省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化、J-クレジット制度の利活用等を推進しました。
- オ 農地からの温室効果ガスの排出・吸収量の国際連合への報告に必要な農地土壤中の炭素量等のデータを収集する調査を行いました。また、家畜由来の温室効果ガス排出量の算出の精緻化^{せいじゅうか}に必要な家畜の消化管由来のメタン発生量等のデータを収集する調査を行いました。
- カ 農産物については、ガイドラインに基づき環境負荷低減の取組を評価し等級ラベル(愛称：みえるらべる)で表示する「見える化」の普及を図りました。
- キ 畜産物(牛肉・生乳)については、温室効果ガス簡易算定ツールの算定実証を行い、販売実証を開始しました。
- ク 加工食品については、令和5(2023)年に策定されたカーボンフットプリント(CFP)算定ガイド案を用いて実証を行い、令和7(2025)年4月に加工食品共通CFP算定ガイドを公表しました。
- ケ 気候変動やスマート農業技術に対応した品種や病害虫抵抗性品種等の新品種の開発を推進するとともに、低コスト・高精度で多品目に利用できるスマート育種支援システムの試行版を構築しました。
- コ みどり戦略で掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術を「[みどりの食料システム戦略]技術カタログ」として紹介しました。また、同カタログに掲載された技術をテーマとして、関係者が持つ技術情報を共有・議論・発展させる「みどり技術ネットワーク会議」を全国レベル・各地域レベルで開催しました。
- (3) 生物多様性の保全等に関する取組の推進
- ア 「農林水産省生物多様性戦略」(令和5(2023)年3月改定)に基づき、農山漁村が育む自然の恵みを活かし、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に向けた各種の施策を推進しました。
- イ 生物多様性保全効果の取組を温室効果ガスと合わせて等級ラベルで表示する「見える化」を推進しました。
- ウ 環境保全型農業直接支払制度により、有機農業や総合防除といった生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援しました。
- エ 令和7(2025)年4月に施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(令和6年法律第18号)に基づき、自然共生サイトの認定を行いました。
- オ 化学農薬の使用低減に資するスマート農業技術、病害虫抵抗性品種、生物防除資材の導入等による総合防除の普及を、指導者を活用しつつ、推進するとともに、化学農薬の使用量低減技術や病害虫抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進しました。
- カ 有機農業については、有機農業指導員の育成や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、産地における販売戦略の企画・提案・助言を行う専門家の派遣、生産から消費まで一貫して推進する取組の支援、有機農業推進のモデル的先進地区の創出等を進めました。
- キ 有機JAS認証の取得を支援するとともに、諸外国・地域との有機同等性の交渉を推進しました。
- ク 有機藻類JASについて、JASの見直しの基準に則り、その妥当性を判断するための検討を進めました。
- ケ 「有機農業の日」特別期間の実施等を通じて、有機農業や有機農産物について消費者に分かりやすく伝える取組を推進しました。
- コ 農畜産業における廃プラスチックの排出抑制や資源循環利用の推進に向けた先進的事例調査や生分解性マルチ等の実証を行いました。
- (4) バイオマスや再生エネルギーの利活用の推進
- ア 基本計画に基づき、地域の未利用資源等を活用し、地域の農林漁業関連施設等で循環利用する「農林漁業循環経済地域」を創出し、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進しました。
- イ バイオマス活用推進基本計画に基づき、素材、熱、電気、燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進しました。

- ウ 関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築に向けた取組を支援しました。
- エ 「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)に基づく事業計画の認定を行い、支援措置を講じました。
- オ 家畜排せつ物等の地域に存在するバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消を推進するため、バイオガスプラントの導入を支援しました。
- カ バイオマスである下水污泥資源等の利活用を図るため、エネルギー利用、りん回収・肥料利用等を推進しました。
- キ 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)を活用し、農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組や農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の取組を促進しました。
- ク 農山漁村における再生可能エネルギーの導入に向けて、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、様々な課題解決に向けた取組事例について情報収集し、再エネ設備導入の普及を支援したほか、地域における営農型太陽光発電のモデル的取組や小水力等発電施設の調査設計、施設整備等の取組を支援しました。

2 食品産業・消費における環境負荷の低減

(1) 食品産業における環境負荷低減等の促進

- ア 製造工程における脱炭素化や環境負荷低減等に資する技術の導入等や、流通段階におけるモーダルシフト等を推進しました。
- イ 持続可能性に配慮した輸入原材料調達を含む環境等に関する課題について、国際的なルール形成に積極的に参画するとともに、官民連携の場である「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」(令和7(2025)年5月設立)における検討会、ワーキンググループ、セミナーの実施や国内外の規制等に関する調査レポートの発信等の活動を通じて企業の取組を推進しました。

(2) 食品ロスの削減、リサイクルの推進

- ア 令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度に比べ60%削減させるという新たな事業系食品ロスの削減目標や、令和7(2025)年3月に策定した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)(以下「食品リサイクル法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、サプライチェーン全体での食品ロスの削減を推進しました。
- イ 食品リサイクル法に基づき、再生利用事業計画認定制度の対象範囲を拡大しました。
- ウ 民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る課題解決に必要な経費の支援や、食品企業による未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築に向けた検討・実証を支援しました。
- エ 消費者が日頃の買物の際に、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を始め、食品関連事業者と連携した消費者への働き掛けを推進しました。

(3) プラスチック循環資源への対応

- ア 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)に基づく再商品化義務の履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導や食品小売事業者からの定期報告提出を促進しました。
- イ 令和7(2025)年10月に官民合同の「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を立ち上げ、食品容器包装における再生プラスチックの活用を含むプラスチック資源循環に向けた議論を開始しました。

(4) J-クレジットの取組拡大

令和7(2025)年4月に策定した「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、農林水産分野における省エネ型の生産管理の普及・啓発や省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化、J-クレジット制

度の利活用等を推進しました。

(5) 食料システムの関係者の理解浸透の推進

官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」における勉強会・交流会、情報発信や表彰等の活動を通じて、持続可能な生産・消費を促進しました。

3 多面的機能の発揮

(1) 多面的機能への国民理解促進

ア 地域の伝統的な農林水産業の継承、地域経済の活性化等につながる「世界農業遺産」、「日本農業遺産」の認知度向上、維持・保全や新規認定に向けた取組を推進しました。

イ 歴史的・技術的・社会的価値を有する「世界かんがい施設遺産」の認知度向上や新規認定に向けた取組を推進しました。

ウ 農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を「ディスカバー農山漁村の宝」として選定し、全国へ情報発信しました。

(2) 多面的機能の発揮の促進のための共同活動

ア 多面的機能支払制度において、活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進しました。

イ 中山間地域等直接支払制度において、将来にわたる農業生産活動の継続に向け、集落協定の体制強化を図る取組を推進しました。

ウ 環境保全型農業直接支払制度において、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援しました。

V 農村の振興に関する施策

1 多様な人材が農村に関わる機会の創出

(1) 「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトの推進

ア 令和7(2025)年2月に創設した『「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト』に基づき、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームにおいては、シンポジウム等により機運醸成や情報発信を行うとともに、検討会・専門部会を開き個別テーマにおいて現場での案件形成の参考となる事例の収集や手引の作成を行いました。

イ 農山漁村の課題解決に資する企業等の取組を国が証明する制度を創設したほか、10の地域金融機関等と協働して地方公共団体と民間企業等のマッチング機会の創出や伴走支援を行いました。

(2) 関係府省等との連携

ア 農村の実態や要望について、直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図る「農山漁村地域づくりホットライン」を運用し、都道府県や市町村、民間事業者等からの相談に対し、課題の解決を図る取組を推進しました。

イ 中山間地域等において、農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術の活用により活性化を図る地域を「「デジ活」中山間地域」として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を後押ししました。

2 農村における所得の向上と雇用の創出

(1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

多様な地域資源を活用し付加価値を創出するため、多様な主体との連携による新商品・サービスの開発や販路開拓等に係る取組及び新技術等の研究開発成果の利用を促進するための導入検証や試作品の製造・評価等の取組を支援しました。

(2) 農泊の推進

- ア 農山漁村の所得の向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援しました。
- イ 地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上の上の滞在交流型観光を促進する「観光圏」の整備を推進しました。

(3) 農福連携の推進

- ア 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」に基づき、農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する「ユニバーサル農園」の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材の育成等を支援しました。
- イ 農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする専門人材である「農福連携技術支援者」の育成研修を実施しました。
- ウ 11月29日の「ノウフクの日」を中心に、関係省庁や全国の地方公共団体・事業者等とともに関連イベントを連携して行う「もっともっとノウフク2025」の取組を実施しました。

(4) 多様な人材等の参画の推進

- ア 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いをくみ取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材(農村プロデューサー)を養成する取組を推進しました。
- イ 多様な人材が農林水産業や農山漁村における様々な活動を通じて、農山漁村への理解を深めることにより、農山漁村に関心を持ち、多様な形で地域と関わる関係人口を創出する取組を支援しました。
- ウ 子供の農山漁村での宿泊体験や農林漁業体験等を行うための受入環境の整備を行いました。
- エ 「農泊」をビジネスとして実施する体制を整備するため、地域外の人材の活用に対して支援しました。また、民間事業者と連携し、技術を有する企業や志ある若者等の斬新な発想を取り入れた取組、特色ある農業者や地域課題の把握、対策の検討等を支援する取組等を推進しました。

3 農村に人が住み続けるための条件整備

(1) 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成

複数集落の機能を補完する農村RMOの形成について、関係府省と連携し、県域レベルの伴走支援体制も構築しつつ、地域の取組を支援しました。

(2) 生活インフラ等の確保

- ア 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的に住居、宅地等の整備を推進しました。
- イ 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な污水处理施設の整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援しました。
- ウ 既存の污水处理施設については、維持管理の効率化や長寿命化・老朽化対策を進めるため、地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備等を支援しました。
- エ 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥と処理水の循環利用を推進しました。
- オ 高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路や下水道において公共施設管理の高度化を推進しました。

- カ 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進しました。
 - キ 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援しました。
 - ク 農村地域における災害を防止するため、農業水利施設の改修等のハード対策に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの整備、減災のための指針づくり等のソフト対策を推進しました。
 - ケ 橋梁の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進しました。
- (3) 定住条件整備のための総合的な支援
- ア 中山間地域や離島等の定住条件が不十分な地域の医療、交通、買物等の生活サービスを強化するためのICT活用を始め、定住条件の整備のための取組を支援しました。
 - イ 中山間地域等において、農業生産基盤と農村振興に資する施設の総合的な整備を推進し、定住条件を整備しました。
 - ウ 水路等への転落を防止する安全施設の整備を始め、農業水利施設の安全対策を推進しました。

4 地域の共同活動の維持

(1) 多面的機能支払制度の推進

地域共同で行う、農業の有する多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援しました。

また、広域化と多様な組織や非農業者の参画による活動組織の体制強化を推進するとともに事務の簡素化・効率化を進めました。

(2) 中山間地域等直接支払制度の推進

条件不利地域において、中山間地域等直接支払制度による支援を実施しました。

また、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進しました。

(3) 環境保全型農業直接支払制度の推進

化学肥料・化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援しました。

5 中山間地域等の振興

(1) 中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進

中山間地域等直接支払制度において、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりのほか、スマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化や棚田地域における振興活動等を推進しました。

(2) 中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進

中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援しました。

6 鳥獣被害対策

(1) 鳥獣被害防止対策の推進

- ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進しました。

- イ 関係府省庁が連携・協力し、個体数等の削減に向けて、被害防止対策を推進しました。特にシカ・イノシシについては、令和10(2028)年度までに平成23(2011)年度比で生息頭数を半減させる目標の達成に向けて、関係府省庁等と連携しながら、捕獲の強化を推進しました。
- ウ クマ被害対策については、令和7(2025)年11月に開催された「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」において、追加的・緊急的な対策を含めた「クマ被害対策パッケージ」を取りまとめ、農林水産省としては捕獲単価の増額を含む農業集落周辺個体の捕獲強化、緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、二重の電気柵による防護強化等の対策を推進しました。
- エ 市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや緩衝帯の整備を推進しました。
- オ 都道府県における広域捕獲等を推進しました。
- カ 鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進するとともに、地域における技術指導者の育成を図るための研修を実施しました。
- キ ICT等を活用した被害対策技術の開発・普及を推進しました。

(2) ジビエ利用の拡大

- ア ジビエ未利用地域への処理加工施設の支援、安定供給体制の構築に向けたジビエ事業者や関係者の連携強化、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した捕獲者や処理加工現場における人材の育成、ペットフード等の多様な用途での利用、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーション等の取組を推進しました。
- イ 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の遵守による野生鳥獣肉の安全の確保、国産ジビエ認証制度等の普及や加工・流通・販売段階の衛生管理の高度化の取組を推進しました。

7 都市農業の振興

都市住民の理解の促進を図りつつ、都市農業の振興に向けた取組を推進しました。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)に基づく制度が現場で円滑かつ適切に活用されるよう、農地所有者と都市農業者、新規就農者等の多様な主体とのマッチング体制の構築を促進しました。さらに、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地等の積極的な活用を促進しました。

8 農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大

(1) 棚田・農業遺産の魅力の発信

- ア 「棚田地域振興法」(令和元年法律第42号)に基づき、関係府省で連携して棚田の保全と棚田地域の振興を図る地域の取組を総合的に支援しました。
- イ 農業遺産の保全や地域の活性化に資する活動に取り組む企業等を認定する「農業遺産オフィシャルサポーター制度」を試行的に開始し、農業遺産地域と企業等の地域内外の多様な主体との協働を生み出し広げる取組を推進しました。

(2) 農業体験の推進

都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園や体験農園等の整備を促進しました。

VI 国民理解の醸成に関する施策

食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて食料・農業・農村に関する国民理解の醸成や行動変容を促すため、省内部局間での情報共有を図るとともに、「消費者の部屋」での展示やイベントへの出展、啓発動画の作成・発信等を通じ、関連する様々な施策の連携を推進しました。

1 食育の推進

(1) 学校等での食育の強化

家庭や地域との連携を図るとともに、学校給食を活用しつつ、学校における食育の推進を図りました。

(2) 「大人の食育」の推進

食や農への理解醸成と行動変容を促し、大人の食育を推進するため、官民の幅広い連携・協働の取組を生み出す「官民連携食育プラットフォーム」を立ち上げ、また、「食育実践優良法人顕彰制度」を創設し、職場における従業員等への食育も推進しました。

(3) 国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大

ア 食品関連事業者と生産者団体、国が一体となって食品関連事業者等における国産農産物の利用促進の取組等を後押しするなど、国産農産物の消費拡大に向けた取組を実施しました。

イ 米飯学校給食の推進・定着に加え、業界による主体的取組を応援する運動「やっぱりごはんでしょ！」の実施等のSNSを活用した取組、米と健康に着目した情報発信等により、米消費拡大の取組の充実を図りました。

ウ 砂糖に関する知識の普及・啓発に加え、砂糖の需要拡大に資する業界による主体的取組を応援する運動「ありがとう運動」の充実を図りました。

エ 地産地消の中核的施設である直売所の運営体制強化のための検討会の開催、新商品の開発や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、学校等の施設給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制の構築に向けた取組やメニュー開発等の取組を支援しました。

オ 外食・中食事業者におけるブランド野菜・畜産物等の地場産食材の活用促進を図りました。

(4) 行動変容に向けた機運の醸成等

ア 子供の基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しました。

イ 食育活動表彰を実施し受賞者を決定するとともに、新たな取組の募集を行いました。

ウ 郷土料理を始めとした地域の食文化の継承や農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成といった地域で取り組む食育活動を支援しました。

エ 地域の生産者等や食品企業と協働し、地産地消や食文化の普及に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスタースターズ」を実施しました。

2 食文化の保護・継承

(1) 和食文化の保護・継承

ア 平成25(2013)年にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」を保護・継承していくため、和食文化を次世代に継承する人材の育成と伝統的な食のデータベース化を進めました。

イ 令和7(2025)年11月に官民協働の「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」(略称：楽しむ(たのしみ)プロジェクト)を立ち上げるとともに、和食文化の普及を推進しました。

(2) 海外需要の取り込み

「2025年日本国際博覧会」(大阪・関西万博)等の国際的なイベントでの食文化の国内外への発信を契機として、我が国の地域の食文化の魅力を認知してもらい、これを地域振興やインバウンド・輸出の拡大につなげる好循環を図りました。

3 食品産業による国民理解の醸成

消費者の手元にまで農産物・食品が届くためにかかるコストの見える化、生産性向上、生産現場の実態の情報発信等を推進しました。

4 消費者の行動変容

生産者から消費者までの食料システムを支えるあらゆる関係者を巻き込みながら、食と農を取り巻く現状や、合理的な費用を考慮した価格形成の理解醸成を図りました。また、食と農とのつながりの深化に着目した国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」として、地域の農業、農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを始め、消費者と生産者の接点の場を創出し、食や農への意識変容や行動変容に資する取組を実施しました。

VII 自然災害への対応に関する施策

1 東日本大震災と原発事故からの復旧・復興

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に沿って、以下の取組を推進しました。

(1) 地震・津波被害からの復旧・復興

ア 被災した農地・農業用施設等の着実な復旧を推進しました。

イ 東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付しました。

ウ 福島県を始め、東北の復興を実現するため、福島国際研究教育機構(F-REI)において、労働力不足に対応するための、遠隔監視やデジタルマップ等を組み合わせた自動走行可能なロボット農業機械の運用システムの開発・実証といった新たな農業モデルの創出に向けた取組等を推進しました。

(2) 原子力災害からの復旧・復興

ア 原子力被災12市町村における営農再開

(ア) 避難区域等において、除染完了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保安全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付・飼養実証、避難先からすぐに帰還できない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稻の作付再開、新たな農業への転換や農業用機械・施設、家畜等の導入を支援しました。

(イ) 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループが農業者を個別に訪問し、要望調査や支援策の説明を行いました。

(ウ) 原子力被災12市町村に対し、福島県や農協と連携して人的支援を行い、営農再開を加速化しました。

(エ) 原子力被災12市町村において、営農再開の加速化に向けて、「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援しました。

(オ) 令和7(2025)年産稲の農地保全・試験栽培区域における稲の試験栽培、作付再開準備区域における実証栽培等の取組を支援しました。

(カ) 今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握しました。

(キ) 被災地の営農再開のため、農地の省力的管理や生産力回復を図る技術開発を行いました。また、農作物の安全性を確保するため、農地の放射性セシウムの作物への移行を低減させる技術の開発を行いました。

(ク) 放射性物質のモニタリング調査等を行いました。また、市町村等がため池の放射性物質対策を効果的・効率的に実施できるよう技術的助言等を行いました。

(ケ) 原子力被災12市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与すること等により、被災農業者の農業経営の再開を支援しました。

イ 食品の安全確保

- (ア) 食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行いました。
- (イ) 都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請しました。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた民間検査機関での検査の実施、検査機器の貸与・導入等を行いました。さらに、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表しました。
- (ウ) 独立行政法人国民生活センターと共同して、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイトで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援しました。
- (エ) 放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援しました。

ウ 風評払拭に向けたリスクコミュニケーション

- (ア) 福島県の農業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援しました。
- (イ) 被災地や周辺地域で生産された農林水産物、それらを活用した食品の消費拡大を促すため、生産者や被災地の復興を応援する取組を情報発信するとともに、被災地産食品の販売促進を始め、官民の連携による取組を推進しました。
- (ウ) 関係府省庁が連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を促進しました。

エ 輸入規制の早期撤廃

東電福島第一原発事故及びALPS処理水の海洋放出を受け、いまだ日本産食品に対する輸入規制が行われている一部の国・地域に対し、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の即時撤廃に向けた働き掛けを実施しました。

2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨による被害に対して、令和6年能登半島地震に係る「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ(農林水産関係)」の支援策を令和7(2025)年度も引き続き実施しました。具体的には、災害復旧事業の国庫補助率の高上げや災害査定効率化、災害関連資金の特例措置、農業共済加入者への共済金の早期支払、収入保険に係る無利子のつなぎ融資等の対策、農業機械、ハウス等の再建への支援、畜産用の発電機や水の確保等の停電・断水対策、木材加工流通施設等の復旧・整備、浸水があったほ場における作物残さの処理等について、支援を行いました。

3 自然災害への備え

(1) 能登半島地震等を踏まえた初動対応等の災害対応の体制強化

- ア 農地・農業用施設等の被害や山地災害等に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)派遣候補者のリスト化、研修・訓練や資機材の整備等を通じて実行体制を強化しました。
- イ 地方支分部局と土地改良事業に係る関係団体等の中で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、日頃から連携強化に努めました。
- ウ 派遣職員の移動手段(車両)、情報通信機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため、災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等遠隔監視機器等をあらかじめ確保しました。

(2) 農業者等による災害への備えの取組強化

- ア 平時の備えとして、ハザードマップの周知や、気象別の予防減災情報の発信に努めました。
- イ 自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、農業版及び産地BCPの普及といった取組を引き続き全国展開しました。

(3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

大雨により水害が予測される際には、事前に農業用ダムや農業用ため池の貯水位を下げ、洪水を一時的に貯留する「事前放流」、水田に雨水を一時的に貯留し、ゆっくり排水させる「田んぼダム」、農地のみならず、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備等といった流域治水を推進しました。

(4) 災害発生時における食料安定供給確保のための備えの強化

- ア 食品産業事業者によるBCPの策定を促進しました。
- イ 卸売市場における防災・減災のための施設整備等を推進しました。
- ウ 食品の家庭備蓄を推進するため、企業、地方公共団体や教育機関等と連携しつつ、ローリングストック等による日頃からの家庭備蓄の重要性や実践方法、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等を有する人への配慮の必要性に関する普及啓発を行いました。

4 自然災害からの復旧・復興

(1) 支援策の周知・活用

- ア 支援策の活用が促進されるよう、地方公共団体や関係団体等と連携して、農業者等への周知活動を行うとともに、支援策の申請手続等に関する伴走支援を行いました。また、支援策の内容や申請手続等に関する幅広い知識を有する人材の育成・確保を図りました。
- イ 被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係機関に対して依頼通知を発出しました。
- ウ 迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制の確立、収入保険に係るつなぎ融資の実施等が図られるよう、都道府県及び農業共済団体に通知しました。

(2) 災害復旧事業の効率的実施

- ア 被災した地方公共団体等へMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援しました。
- イ 豪雨、暴風等の自然災害により被災した農業者の早期の営農・経営再開を図るため、図面の簡素化を始め、災害査定効率化を進めるとともに、査定前着工制度の活用を促進し、被災した農林漁業関係施設等の早期復旧を支援しました。

(3) 再度災害の防止

迅速な着工が可能となる急施の復旧事業の対象を拡充し、復旧と併せて行う再度災害の防止のための改良復旧の取組を推進しました。

(4) 災害状況に応じた支援

災害の規模、営農の実態や被災による影響等を総合的に勘案し、農業用機械の再取得、種苗の購入、果樹の改植等を支援しました。

VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- (1) 農林水産施策や行政手続等の事務について、デジタル技術を活用した業務改善等の取組を推進し、事務負担の軽減を図りました。
- (2) データ活用人材の育成等職員の能力向上等を図るための各種研修を実施しました。

2 統計データの持続的な把握と利活用の推進

- (1) 農林水産施策の企画・立案に必要な統計調査及び統計データ等を活用した分析を実施しました。

- (2) 統計調査の基礎となる筆ポリゴンを活用し各種農林水産統計調査を効率的に実施するとともに、オープンデータとして提供している筆ポリゴンについて、利用者の利便性向上に向けた取組を実施しました。
- (3) 令和7(2025)年産から、米の作況指数に替えて、作況単収指数に移行するとともに、精度向上に向けて、生産者の収穫量データや人工衛星データ・AIも活用した新たな調査手法の導入に向けた検討を進めました。
- (4) 専門調査員の活用等により、調査の外部化を推進し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保しました。

3 EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進

- (1) 施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目的を明らかにした上で、合理的根拠に基づく施策の立案(EBPM)を推進しました。
- (2) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、主要な施策について達成すべき目標を設定し、定期的の実績を測定すること等により評価を行い、結果を施策の改善等に反映しました。
- (3) 行政事業レビューの取組により、事業等について実態把握・点検を実施し、結果を予算要求等に反映しました。

4 食料、農業及び農村に関する団体の取組の推進

(1) 農業協同組合系統組織

農業協同組合法及びその関連通知に基づき、農業者の所得向上に向けた自己改革を実践していくサイクルの構築を促進しました。

(2) 農業委員会系統組織

農地利用の最適化活動を行う農業委員・農地利用最適化推進委員の具体的な目標の設定、最適化活動の記録・評価等の取組を推進しました。

(3) 農業共済団体

農業保険について、行政機関、農協等の関係団体、農外の専門家等と連携した推進体制を構築しました。また、農業保険を普及する職員の能力強化、全国における1県1組合化の実現、農業被害の防止に係る情報・サービスの農業者への提供や広域被害等の発生時における円滑な保険事務等の実施体制の構築を推進しました。

(4) 土地改良区

土地改良区が市町村、集落等の関係団体との協議を通じて役割分担を明確化し、関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画「水土里ビジョン」を策定する仕組みを設けること等により、地域の農業水利施設の保全に必要な体制の構築及び運営基盤の強化を推進しました。

5 幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進

地方公共団体、農業者を始めとする関係者、団体等と役割分担の下、政府一体となって施策を推進しました。

6 地域の実態に即した施策の展開

人口減少に伴う農業者の減少が見込まれる中、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、多様な農業者の参画も支援し、全体としての農業構造を維持するため、現場の課題やニーズ等を積極的に把握しながら、地域の実態に即した施策の展開を図りました。

7 効果的かつ持続的な施策の推進体制

- (1) 地方農政局等の地域拠点を通じて、地方公共団体や関係団体等と連携強化を図り、各地域の課題やニーズを捉えた的確な農林水産施策を推進しました。

(2) SNS等のデジタル媒体を始めとする複数の広報媒体を効果的に組み合わせた広報活動を推進しました。

8 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で、基本計画を踏まえ新たな食料・農業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用しました。



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。